

外国送金・輸入取引を行う方々へ

1. 「外国為替及び外国貿易法」に基づく支払等規制について

平素より格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

当行は、「外国為替及び外国貿易法」に基づく経済制裁措置の実施のため、すべてのお客様の外国送金・輸入取引について、「貿易に関する支払規制」、「資金使途規制」および「北朝鮮に対する支払の原則禁止措置」等に該当しないことを確認させていただいております。

つきましては、貨物の輸入又は仲介貿易に係る仕向送金取引および輸入取引においては、原産地（国名）、船積地（船積地が属する都市名）を、仲介貿易の場合は仕向地（国名）も併せてご申告いただきますようお願い申し上げます。

また、公的機関の発行する原産地証明書や船積書類他、お取引に係る資料をご提示いただき、取引内容の詳細を確認させていただく場合があります。

「外国為替及び外国貿易法」に基づく支払等規制（北朝鮮及びイラン関連抜粋）

○北朝鮮の「貿易に関する支払規制」

- ・ 北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入または仲介貿易に係るもの（2006年10月14日実施）
- ・ 北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易に係るもの（2009年6月18日実施）

○北朝鮮の「資金使途規制」

- ・ 「北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われるもの（2009年7月7日実施）

○北朝鮮に対する「支払の原則禁止措置」

- ・ 人道目的かつ10万円以下の場合を除き、北朝鮮に住所等を有する者に対する支払の原則禁止（2016年2月26日実施）

※規制対象者

- ①北朝鮮に住所若しくは居住を有する自然人
- ②北朝鮮に主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「法人等」）
（当該法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所（以下「支店等」）を含む）
- ③上記①又は②により実質的に支配されている（※）法人等
（当該法人等の外国にある支店等を含む）
（※）北朝鮮に主たる事務所を有する法人等が当該法人等の発行済株式総数の過半数以上を保有している場合や、
役員の過半数以上を北朝鮮に住所等を有するものが占めている場合（いわゆる「50%ルール」）等

○イランの「資金使途規制」

- ・ 「イランの核活動等に関連する活動」に寄与する目的で行われるもの（2016年1月22日実施）
- ・ 「イランへの大型通常兵器等の供給等に関連する活動」に寄与する目的で行われるもの（2016年1月22日実施）

（2016年2月現在）

外国送金・輸入取引を行う方々へ

2. 米国 OFAC 規制について

米国の財務省外国資産管理室（OFAC）は、外交政策、安全保障上の目的から、米国が指定した国、地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制は OFAC 規制と呼ばれています。

つきましては、以下のようなお取引は、当行ではお取扱いができませんので、これらに該当しないお取引であることに十分ご留意、ご確認頂いた上で、ご依頼いただきますようお願い申し上げます。

OFAC 規制上の理由により、当行でお取引ができないお取引例示（2017年11月現在）

○以下の(1)、(2)のいずれかに該当する米ドル建のお取引

(1)お取引関係者の所在地・関係地等に北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、スーダン、ウクライナのクリミア地域等が含まれている場合

(2)米国政府より特定されているテロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織などの関与するお取引

○米ドル建以外であっても上記(1)、(2)のいずれかに該当し、かつ以下に該当するお取引

米国人、米国外の支店・子会社等の法人を含む)、米国居住者、米国内の法人・金融機関・団体等(非米国法人・金融機関の在米支店・子会社等も含む)が関与するお取引

※上記は例示であり OFAC 規制の詳細については OFAC ホームページにて、ご確認下さい。 <http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx>

なお、お取引の受付後であっても、お客さまよりご依頼頂いたお取引が OFAC 規制に該当する恐れがある場合には、当行よりお取引の内容を確認させて頂き、その結果によっては、当行の判断により、当該お取引の中止または取消等を行うことがあります。

お取引内容の確認の際は、日本側の調査とは別に、米国金融機関が別途独自の調査を実施する可能性がありますので、ご協力をお願い申し上げます。また、OFAC 規制による理由で資産凍結の措置が講じられた場合、取引の代り金としてお預かりした資金の返却は致しかねます。

そうした場合にはお客さまご自身にて、OFAC に対する凍結解除の申請等、然るべきご対応を頂く必要がありますので、予めご承知置きください。

3. 情報提供および確認資料のご提出について

上記の規制やマネー・ローンダリング等の対象ではないことを確認させていただくために、お取引の内容について確認をさせていただいたり、お取引に関する確認資料のご提出をお願いしております。その際には、何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、当行独自の判断により追加確認資料等のご提示、送金実行の保留、またはお断りする場合がありますので、予めご了承ください。

以上